大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例に基づくヘイトスピーチの公表

（案件番号「平29－職４」）

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（平成28年大阪市条例第１号。以下「条例」という。）第２条第１項に規定するヘイトスピーチに該当する表現活動（案件番号「平29－職４」）について、条例第５条第１項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和７年１月20日

　　大阪市長　　横　　山　　英　　幸

１　ヘイトスピーチに該当する旨の認識

次の表現活動２ないし４は、条例第２条第１項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）に該当する。

（表現活動２）

平成28年９月30日に大阪市役所前で弁士Ａ、弁士Ｂ及び弁士Ｃを含む複数の弁士により行われた街宣活動（以下「本件街宣活動」という。）のうち、弁士Ｂにより行われた街宣活動（以下「本件表現活動２」という。）

（表現活動３）

本件街宣活動のうち、弁士Ｃにより行われた街宣活動（以下「本件表現活動３」という。）

（表現活動４）

インターネット上の動画投稿サイト「YouTube」(https://www.youtube.com/）において、本件

街宣活動の一部を記録した動画を投稿し、特定のURLで表示される当該動画サイト内のウェブページ（以下「本件ウェブページ」という。）に当該動画及びそのタイトル・説明文等を掲載し、不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動４」といい、本件表現活動２ないし４を併せて「本件表現活動」という。）

２　本件表現活動に係る表現の内容の概要

（本件表現活動２）

・日本国内で100万人を超える北朝鮮や中国人のスパイ工作員が多数入り込んでおり、それらの人々はテロリストであると述べた上で、本件街宣活動に反対する面前の者を、「北朝鮮のテロリスト」などとする旨の発言

（本件表現活動３）

・朝鮮学校に対し、大阪市が本件土地を安価で売却すると述べた上で、朝鮮戦争勃発時に「日本に逃げてきた連中」の子孫は「不法滞在犯」であり、「でかい面して…日本でのうのうと暮らして」いるとし、朝鮮学校を「不法滞在犯のための学校」、「不法滞在犯の朝鮮人のための私塾」と例え、朝鮮学校への大阪市の土地売却に反対する旨の発言

・朝鮮学校の校長が日本人の拉致事件に関与していた旨を述べた上で、朝鮮学校はテロリスト養成学校であるとして、「朝鮮人テロリスト」への大阪市の土地売却に反対する旨の発言

※　令和６年６月27日付け大ヘ審答申第２号の２（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔平29-職４〕より抜粋（本件表現活動３のどの部分がヘイトスピーチに該当するのか特定するために記載）

・「本件街宣活動は朝鮮学校への大阪市の土地売却に反対する目的で実施されたとのことであるが、本件表現活動３では、……、在日韓国・朝鮮人を『不法滞在犯』、『朝鮮人テロリスト』などと攻撃して、在日韓国・朝鮮人一般への否定的な意味合いを持たせるような表現を行っている。」

・「また、朝鮮学校の元校長が日本人の拉致事件に関与した旨に言及しているが、その点について、朝鮮学校の元校長が日本人の拉致事件に関与していた旨の報道は確認できる。

しかしながら、朝鮮学校が『テロリスト養成学校』である旨を繰り返し述べて、『朝鮮人テロリスト』への大阪市の土地売却に反対していることから、朝鮮学校ひいてはその生徒や関係者を『テロリスト』などと攻撃し、そういう人達が身近にいると刷り込み、差別意識を助長させている。」

（本件表現活動４）

本件表現活動２及び３の内容を大阪市内に拡散する行為

※　当該内容はヘイトスピーチに該当するものであるが、当該内容を一般市民に周知することによって、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進し人権意識をより一層高揚させ、ヘイトスピーチの抑止につなげるとともに、本市が条例に基づき公正にヘイトスピーチに該当すると認定したことを示す観点から公表するものである。

３　本件表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するためにとった措置の内容

本件表現活動２及び３は平成28年９月30日に行われたものであり、上記２(2)に記載の表現の内容が拡散することはないと認められるため、特段の措置はとらないこととした。

また、本件表現活動４は、既に本件ウェブページから視聴できない状態になっており、上記２(2)に記載の表現の内容が拡散することはないと認められるため、特段の措置はとらないこととした。

４　本件表現活動を行ったものの氏名又は名称

（本件表現活動２）

氏名又は名称は判明していないので、条例第５条第１項ただし書の規定により公表しない。

（本件表現活動３）

氏名又は名称は判明していないので、条例第５条第１項ただし書の規定により公表しない。

（本件表現活動４）

氏名又は名称は判明していないので、条例第５条第１項ただし書の規定により公表しない。